



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年4月6日金曜日 第2357号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示(2件).....	344
救急病院の協力申出.....	344
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	344
地籍調査の成果の認証.....	345
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(2件).....	345
解除予定保安林(2件).....	345
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示.....	346
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	346
愛媛県と高知県との境界地の道路の管理に関する協定書.....	346
都市計画の変更案の縦覧.....	347

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(2件).....	347
道路の区域変更(県道松山北条線).....	347
道路の供用開始(").....	348
道路の区域変更(県道広田双海線).....	348
道路の区域変更(県道宿毛津島線).....	348
道路の供用開始(").....	348
道路の区域変更(県道串内子線).....	349
道路の供用開始(").....	349

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第487号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部 管理局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年3月26日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	63円 (一部当たり)	一般競争入札	平成24年2月14日

○愛媛県告示第488号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務一式	愛媛県企画振興部 地域振興局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年3月27日	株式会社愛媛電算 松山市大手町1丁目11番地7	16,275,000円	一般競争入札	平成24年2月10日

○愛媛県告示第489号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	医療法人住友別子病院	平成27年3月31日まで

○愛媛県告示第490号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ大洲店

大洲市若宮1420番2号 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビッグ・エス

香川県高松市多肥上町1210番地

代表取締役 大坂 尚登

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビッグ・エス

香川県高松市多肥上町1210番地

代表取締役 大坂 尚登

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年11月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,563平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

168台

イ 駐輪場の収容台数

30台

ウ 荷さばき施設の面積

104平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

18.00立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成24年3月26日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第491号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
新居浜市	別子山字瓜生野の一部地区	平成20年度から平成21年度まで	新居浜市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成24年4月6日

○愛媛県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市下伊台町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・下伊台地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年4月9日から5月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市下伊台町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農地保全事業・下伊台地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年4月9日から5月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第494号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
四国中央市土居町浦山乙341の2、乙341の3、乙341の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第495号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町久良387の3
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第496号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成24年3月愛媛県告示第272号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町柏189、855、858の1、858の2、859の1、859の2、1140、1150、1723	南宇和郡内海村柏487番地1日ノ平生産森林組合	森林所有者
南宇和郡愛南町柏1069、1074	南宇和郡内海村柏2043番地 中村政一	〃
南宇和郡愛南町柏1068、1488	京都府宇治市明星町一丁目1番地7 宮元亀一	〃
南宇和郡愛南町柏1216	南宇和郡内海村柏1268番地 宮元登	〃
南宇和郡愛南町柏1757	南宇和郡内海村柏1976番地 好村イサヲ	〃

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第497号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成24年4月6日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 愛媛県知事 中村時広
松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域

- (1) 位置
3工区
西条市新田278番地及び280番地の地先公有水面
- (2) 区域
3工区
次の各地点を順次に結んだ線及び⑳の地点と㉑の地点とを結んだ線により囲まれた区域
基点（西条市新田272番地富士紡績四等三角点）は、北緯33度56分37秒7269、東経133度05分35秒0488の地点
⑳の地点は、基点から真北40度33分56秒371.71メートルの地点
㉑の地点は、⑳の地点から真北53度47分19秒32.75メートルの地点
㉒の地点は、㉑の地点から真北136度39分17秒99.03メートルの地点
㉓の地点は、㉒の地点から真北226度41分17秒62.41メートルの地点
- (3) 面積
3工区
4,825.73平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
平成10年9月7日 愛媛県指令港第129号
- 4 しゅん功認可年月日
平成24年4月6日

○愛媛県告示第498号

愛媛県及び高知県は、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、愛媛県と高知県との境界に係る道路の管理及び費用の負担の方法に関し協議し、次のとおり協定を締結した。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県と高知県との境界地の道路の管理に関する協定書
愛媛県（以下「甲」という。）及び高知県（以下「乙」という。）は、甲と乙との境界地の道路（以下「道路」という。）の管理について、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する一般県道四国カルスト公園縦断線と乙が管理する一般県道四国カルスト公園縦断線との道路の管理区分等を明確にすることにより、円滑な道路の管理に資することを目的とする。

（協定対象の道路）

第2条 この協定の対象とする道路は、別添平面図に着色した部分とする。

（管理区分等）

第3条 道路は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が管理するものとする。この場合において、甲は、乙の区域に係る甲が管理する部分について、乙は、甲の区域に係る乙が管理する部分について、道路法第27条第3項の規定により、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条に掲げる権限以外の権限を代行するものとする。

- 1) 別添平面図に青色で着色した部分 甲
- 2) 別添平面図に赤色で着色した部分 乙

2 前項の管理に要する費用の負担は、同項に規定する区分によるものとする。

（管理を行う場合の協議）

第4条 甲及び乙は、前条第1項に規定する区分に従い管理を行う場合において、自らが管理する道路以外の道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、あらかじめ管理の内容及び方法について、関係図面を添えて相互に協議するものとする。

（応急措置）

第5条 道路が災害を受けた場合において、緊急を要するときは、甲及び乙は、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、応急の復旧工事その他必要な応急措置を行うことができるものとする。この場合において、甲及び乙は、事後において、速やかにその旨を相互に通知するものとする。

2 災害の規模が大きい場合その他第3条第1項に規定する区分により災害復旧を行うことが不相当である場合においては、甲及び乙は、同項の規定にかかわらず、協議して当該災害復旧の方法及び費用負担を定めることができるものとする。

（損害賠償）

第6条 甲及び乙は、道路の設置又は管理の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、第3条第1項に規定する区分に従い、その責めに任ずるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から甲が管理す

る一般県道四国カルスト公園縦断線又は乙が管理する一般県道四国カルスト公園縦断線の供用の廃止の日までとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月21日

甲 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

乙 高知県

代表者 高知県知事 尾崎正直

（別添平面図省略）

別添平面図は、愛媛県庁、中予地方局久万高原土木事務所及び南予地方局八幡浜支局西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

○愛媛県告示第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所、東温市役所、松前町役場及び砥部町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

松山広域都市計画区域全域

○愛媛県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画防火施設の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市山田町乙233番 1 から 同町乙233番 3 まで	旧	メートル 14.0~14.6	キロメートル 0.018	
			新	14.0~25.0	0.018	

○愛媛県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市山田町乙233番 1 から 同町乙233番 3 まで	平成24年 4 月 6 日

○愛媛県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘字竹ノ下甲692番地先から 同町上灘字宮ノ下甲743番 9 まで	旧	メートル 5.3~10.0	キロメートル 0.249	
			新	8.3~16.8	0.249	

○愛媛県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内1957番 2 から 同町御内1948番 1 地先まで	旧	メートル 6.0~ 7.6	キロメートル 0.195	
			新	12.2~29.6	0.195	

○愛媛県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内1957番 2 から 同町御内1948番 1 地先まで	平成24年 4 月 6 日

○愛媛県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	串内子線	喜多郡内子町内子4270番地先から 同町内子4275番地先まで	旧	メートル 6.0～8.0	キロメートル 0.056	
			新	7.8～31.5	0.056	

○愛媛県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	串内子線	喜多郡内子町内子4270番地先から 同町内子4275番地先まで	平成24年4月6日